

ICHISHIN REPORT 2024

—資料編—



“がんばる”あなたを応援します！！



一関信用金庫

資料編

主要な事業の内容

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書

役職員の報酬等

主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益及び業務粗利益率
- 業務純益
- 資金運用収支の内訳
- 利鞘
- 利益率
- 受取・支払利息の増減

預金に関する指標

- 預金積金及び譲渡性預金平均残高
- 定期預金残高

貸出金等に関する指標

- 貸出金平均残高
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
- 貸出金の担保別内訳
- 債務保証見返の担保別内訳
- 貸出金使途別残高
- 預貸率
- 貸出金業種別内訳

有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高
- 有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均残高
- 預証率

金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- 有価証券
- 金銭の信託
- 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

- 貸倒引当金内訳

貸出金償却の額

- 貸出金償却

自己資本の充実の状況

- 自己資本の構成に関する開示事項(単体)
- 自己資本の充実度に関する事項(単体)

バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項

自己資本の充実の状況

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 銀行勘定における信用金庫法施行規則令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

自己資本の充実の状況

- 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体)
- 信用リスク削減手法に関する事項(単体)
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体)
- 証券化エクスポージャーに関する事項(単体)
- 出資等エクスポージャーに関する事項(単体)
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体)
- バーゼルⅢ第2の柱

用語解説集

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

金融庁告示で定める開示項目一覧

主要な事業の内容

1 預金及び定期積金の受入れ

2 資金の貸付け及び手形の割引

3 為替取引

4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務 その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)及び(8)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6) 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債の募集の取扱い
- (7) 短期社債等の取得又は譲渡
- (8) 有価証券の私募の取扱い
- (9) 次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会	全国漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構	地方住宅供給公社
一般社団法人しんきん保証基金	一般財団法人建設業振興基金
一般社団法人全国石油協会	公益財団法人不動産流通推進センター
独立行政法人福祉医療機構	東日本建設業保証株式会社
- (10) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (11) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
- (12) 国・地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (13) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (14) 振替業
- (15) 両替
- (16) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(8)において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (17) 金融等デリバティブ取引(5)及び(16)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (18) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(金融先物取引等の受託業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- (19) 金の取扱い

5 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (4) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表(単位：百万円)

科 目	2022年度 (2023年3月末)	2023年度 (2024年3月末)	科 目	2022年度 (2023年3月末)	2023年度 (2024年3月末)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,827	4,103	預金積金	242,189	242,955
預け金	65,070	70,354	当座預金	839	763
買入金銭債権	107	74	普通預金	128,085	133,049
金銭の信託	-	-	貯蓄預金	1,334	1,255
有価証券	86,704	83,351	通知預金	104	65
国債	868	818	定期預金	102,197	99,360
地方債	12,107	9,520	定期積金	8,607	7,580
短期社債	-	-	その他の預金	1,020	880
社債	57,580	57,962	譲渡性預金	-	-
株式	34	35	借用金	-	500
その他の証券	16,112	15,015	借入金	-	500
貸出金	95,063	93,516	その他負債	244	247
割引手形	273	502	未決済為替借	45	91
手形貸付	4,132	3,233	未払費用	38	60
証書貸付	84,063	83,735	給付補てん備金	4	2
当座貸越	6,594	6,045	未払法人税等	83	43
その他資産	1,381	1,763	前受収益	17	20
未決済為替貸	45	48	払戻未済金	4	5
信金中金出資金	910	1,260	払戻未済持分	11	11
前払費用	-	-	その他の負債	38	11
未収収益	330	367	賞与引当金	-	87
その他の資産	95	87	退職給付引当金	-	-
有形固定資産	1,029	1,017	役員退職慰労引当金	38	51
建物	407	392	その他の引当金	26	25
土地	472	472	債務保証	630	538
リース資産	-	-	負債の部合計	243,128	244,405
建設仮勘定	-	-	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	148	151	出資金	749	741
無形固定資産	43	48	普通出資金	749	741
ソフトウェア	27	33	利益剰余金	11,745	11,678
その他の無形固定資産	15	15	利益準備金	753	753
前払年金費用	469	573	その他利益剰余金	10,991	10,925
繰延税金資産	182	102	特別積立金	10,345	10,345
債務保証見返	630	538	当期末処分剰余金	645	579
貸倒引当金	△ 871	△ 1,093	処分未済持分	△ 0	△ -
(うち一般貸倒引当金)	(△ 182)	(△ 214)	会員勘定合計	12,494	12,420
(うち個別貸倒引当金)	(△ 689)	(△ 879)	その他有価証券評価差額金	△ 1,984	△ 2,473
			評価・換算差額等合計	△ 1,984	△ 2,473
資産の部合計	253,638	254,352	純資産の部合計	10,509	9,947
			負債及び純資産の部合計	253,638	254,352

●貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 34年~50年 |
| その他 | 3年~20年 |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の実事が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び破綻懸念先並びに実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,405百万円です。
- (6) 貸与引当金は、職員の貸与の支払に備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により算出した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理 |
- ただし、当事業年度末においては、年金資産の見込額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した金額を超過しているため、当該超過額を「前払年金費用」として573百万円計上しており、退職給付引当金を計上していません。
- なお、退職給付制度において、令和5年4月より、確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ一部移行しております。それに伴い、74百万円の特別利益を計上しております。
- (8) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直上の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の拠出割合(自令和5年3月1日至令和5年3月31日)
- 0.0805%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であります。当金庫には、当事業年度の財務諸表上において、当該償却に充てられる特別掛金はありません。
- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 負債の部に計上した「その他の引当金」は、負債計上を中止した預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を含めて表示しております。
- (11) 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「貸出為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業者から受取る受入手数料であり、送金、代金取引等の内為替業者にに基づくものです。
- 為替業者及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除除外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- (13) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 1,093百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として(5)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|---|----------|
| (14) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 一百万円 |
| (15) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 | 一百万円 |
| (16) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,717百万円 |
| (17) 有形固定資産の圧縮記帳額 | 83百万円 |
| (18) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに保証見込の各勘定に計上されるものであります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 751百万円 |
| 危険債権額 | 1,429百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 6百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 65百万円 |
| 合計額 | 2,253百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態にまで至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (19) 手形割引は、業種別監査委員会当第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は502百万円です。

- (20) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 有価証券 | 939百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 500百万円 |
| 歳入代理店保証額 | 112百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金8,000百万円を差し入れております。
- (21) 出資1口当たりの純資産額6,705円50銭
- (22) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 利率が為替レートに連動して決定される債券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金銭負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (I) 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- 与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- (II) 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程(統合的リスクの管理手法等)において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、個別銘柄の市場価格や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当金庫のVaRは分散計画法(信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しております。算出に当たったパラメータである保有期間については、有価証券は3か月、預け金、貸出金及び預金積金等については、6か月としております。令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で、当金庫の市場リスク量(損失関数の推計値)は全体で2,797,099千円です。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- なお、当金庫では、算出したリスク量と実際の評価損益を比較するバックテストを実施し算出に使用したモデルの妥当性を確認しております。実際の評価損がVaRを超過した回数が、モデルに問題ないと思われる回数に発生した場合には、超過回数に応じたマルチアプリケーションファクターによる掛目を乗せて、リスク量を補正しております。
- (III) 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (IV) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち有価証券以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- (23) 金融商品の時価等に関する事項
- 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目(総資産の1%以内)については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	70,354	70,217	△136
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	83,341	83,341	-
(3) 貸出金(*1)	93,516		
貸倒引当金(*2)	△1,093		
	92,423	93,568	1,145
金融資産計	246,119	247,127	1,008
預金積金(*1)	242,955	242,972	17
金融負債計	242,955	242,972	17

(*1) 預け金(仕組預け金を除く)、貸出金(仕組貸出金を除く)、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価方法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金のうち仕組預け金については取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、残存期間に基づく区分ごとに、元金・金利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自金庫保証付社債券は、残存期間に基づく区分ごとに、元金・金利の合計額を無リスク利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(24)から(25)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額
(仕組貸出については、取引金融機関から提示された価格)

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	10
合 計	10

(*) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	39,354	14,000	11,000	6,000
有価証券	2,782	30,505	22,906	29,745
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,782	30,505	22,906	29,745
貸出金(*2)	13,024	34,825	22,262	16,865
合 計	55,160	79,330	56,168	52,610

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他有利負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	95,692	10,077	0	297
合 計	95,692	10,077	0	297

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(24) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(25)まで同様であります。その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24	18	6
	債券	9,119	8,990	129
	国債	—	—	—
	地方債	1,090	1,025	65
	短期社債	—	—	—
	社債	8,029	7,965	64
	その他	2,553	2,529	23
	小 計	11,697	11,538	159
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	59,181	61,250	△2,068
	国債	818	892	△74
	地方債	8,430	8,968	△538
	短期社債	—	—	—
	社債	49,933	51,388	△1,455
	その他	12,461	13,200	△738
	小 計	71,643	74,450	△2,806
合 計		83,341	85,988	△2,647

(25) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10	9	—
債券	3,735	151	315
国債	—	—	—
地方債	2,051	150	—
短期社債	—	—	—
社債	1,683	1	315
その他	—	—	—
合 計	3,745	161	315

(26) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,055百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,345百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(27) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	215 百万円
減価償却損金算入限度超過額	22
減損損失否認	24
その他有価証券評価差額金	732
その他	88
繰延税金資産小計	1,082
評価性引当額	821
繰延税金資産合計	261
繰延税金負債	
前払年金費用	158
繰延税金負債合計	158
繰延税金資産の純額	102 百万円

損益計算書(単位：千円)

科 目	2022年度 (2022年4月1日~ 2023年3月31日)	2023年度 (2023年4月1日~ 2024年3月31日)
経 常 収 益	2,906,736	2,813,490
資金運用収益	2,352,405	2,357,920
貸出金利息	1,469,137	1,431,475
預け金利息	94,944	205,012
有価証券利息配当金	765,239	698,543
その他の受入利息	23,084	22,888
役務取引等収益	256,852	276,276
受入為替手数料	117,762	118,699
その他の役務収益	139,090	157,576
その他業務収益	289,056	165,846
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	262,544	151,797
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	26,511	14,048
その他経常収益	8,421	13,447
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	3,317	2,753
株式等売却益	0	9,534
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	5,102	1,159
経 常 費 用	2,631,296	2,894,290
資金調達費用	27,382	27,672
預金利息	24,927	25,762
給付補てん備金繰入額	2,454	1,909
借用金利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	239,558	232,126
支払為替手数料	10,030	10,166
その他の役務費用	229,527	221,959
その他業務費用	133,457	315,574
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	132,878	315,132
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	579	441
経 費	1,926,017	2,082,856
人 件 費	1,176,730	1,304,724
物 件 費	678,901	707,692
税 金	70,385	70,439
その他経常費用	304,882	236,060
貸倒引当金繰入額	300,217	221,933
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	263	238
その他の経常費用	4,401	13,889

科 目	2022年度 (2022年4月1日~ 2023年3月31日)	2023年度 (2023年4月1日~ 2024年3月31日)
経 常 利 益	275,439	△80,799
特別利益	-	74,998
固定資産処分益	-	2
その他の特別利益	-	74,995
特別損失	419	153
固定資産処分損	222	153
減損損失	-	-
その他の特別損失	196	-
税引前当期純利益	275,019	△5,954
法人税、住民税及び事業税	88,685	48,725
法人税等調整額	18,674	△3,185
法人税等合計	107,359	45,539
当期純利益	167,660	△51,494
繰越金(当期首残高)	478,291	631,014
当期末処分剰余金	645,951	579,520

(注) (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 (2) 出資1口当たり当期純損失金額 34円53銭
 (3) その他の特別利益は退職給付制度改定によるものです。
 (4) 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と併せて注記しております。

剰余金処分計算書(単位：千円)

科 目	2022年度 (2022年4月1日~ 2023年3月31日)	2023年度 (2023年4月1日~ 2024年3月31日)
当期末処分剰余金	645,951	579,520
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	14,936	14,800
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金 (配当率・年)	14,936 (2.0%)	14,800 (2.0%)
特別積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	631,014	564,720

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月17日

一関信用金庫
理 事 長

菅原 一由

●監査法人による外部監査を受けております。

2023年6月16日開催の第74期通常総代会及び、2024年6月14日開催の第75期通常総代会で報告を行った2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

役職員の報酬等

<報酬体系について>

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位、成果等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」80百万円、「退職慰勞金」12百万円となっております。
なお、「退職慰勞金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2023年度においては、該当する会社はありませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率(単位：百万円、%)

区 分	2022年度	2023年度
業 務 粗 利 益	2,497	2,224
資 金 運 用 収 支	2,325	2,330
資 金 運 用 収 益	2,352	2,357
資 金 調 達 費 用	27	27
役 務 取 引 等 収 支	17	44
役 務 取 引 等 収 益	256	276
役 務 取 引 等 費 用	239	232
そ の 他 の 業 務 収 支	155	△149
そ の 他 業 務 収 益	289	165
そ の 他 業 務 費 用	133	315
業 務 粗 利 益 率	0.94%	0.85%

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度
業 務 純 益	569,892	122,707
実 質 業 務 純 益	574,278	154,668
コ ア 業 務 純 益	444,612	318,002
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	444,612	318,002

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用
業務費用には一般貸倒引当金繰入額を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘(単位：%)

区 分	2022年度	2023年度
総 資 金 利 鞘	0.16%	0.08%
資 金 運 用 利 回	0.88%	0.90%
資 金 調 達 原 価 率	0.72%	0.82%

(注) 1. 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率
2. 資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
3. 資金調達原価率=(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費)/資金調達勘定平均残高×100

受取・支払利息の増減(単位：千円)

区 分	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息 合 計	△91,123	△28,192	△119,316	△58,974	64,489	5,514
う ち 貸 出 金	△37,753	△20,972	△58,725	△23,507	△14,154	△37,662
う ち 預 け 金	10,500	47,792	58,292	1,258	108,809	110,068
う ち 有 価 証 券	△63,125	△55,556	△118,682	△36,042	△30,652	△66,695
支 払 利 息 合 計	0	△3,423	△2,724	△93	383	289
う ち 預 金 積 金	0	△3,423	△2,724	△93	383	289
う ち 譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
う ち 借 用 金	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率」に合算しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
流 動 性 預 金	134,540	138,799
う ち 有 利 息 預 金	123,083	127,524
定 期 性 預 金	119,807	114,604
う ち 固 定 金 利 定 期 預 金	110,795	106,471
う ち 変 動 金 利 定 期 預 金	25	31
そ の 他	646	654
小 計	254,993	254,057
譲 渡 性 預 金	-	-
合 計	254,993	254,057

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用収支の内訳(単位：平均残高=百万円、利息=千円、利回=%)

区 分	2022年度	2023年度	
資 金 運 用 勘 定	平均残高	265,283	260,422
	利 息	2,352,405	2,357,920
	利 回	0.88	0.90
う ち 貸 出 金	平均残高	95,397	93,871
	利 息	1,469,137	1,431,475
	利 回	1.54	1.52
う ち 預 け 金	平均残高	77,029	78,052
	利 息	94,944	205,012
	利 回	0.12	0.26
う ち 有 価 証 券	平均残高	91,823	87,496
	利 息	765,239	698,543
	利 回	0.83	0.79
資 金 調 達 勘 定	平均残高	269,711	254,132
	利 息	27,382	27,672
	利 回	0.01	0.01
う ち 預 金 積 金	平均残高	254,993	254,057
	利 息	27,382	27,672
	利 回	0.01	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	平均残高	-	-
	利 息	-	-
	利 回	-	-
う ち 借 用 金	平均残高	14,717	74
	利 息	-	-
	利 回	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度12,845百万円、2023年度2,083百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率(単位：%)

区 分	2022年度	2023年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.09%	△0.03%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05%	△0.01%

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
割引手形	282	271
手形貸付	3,631	3,128
証書貸付	85,291	84,336
当座貸越	6,192	6,134
合 計	95,397	93,871

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
貸 出 金	95,063	93,516
うち 固定金利	65,689	61,908
うち 変動金利	29,374	31,608

貸出金の担保別内訳(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,051	1,001
有 価 証 券	—	—
動 産	69	69
不 動 産	17,557	17,133
そ の 他	6	2
計	18,684	18,207
信用保証協会・信用保険	27,968	26,710
保 証	21,667	22,221
信 用	26,743	26,377
合 計	95,063	93,516

債務保証見返の担保別内訳(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
当 金 庫 預 金 積 金	50	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	40	60
そ の 他	—	—
計	90	61
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	—	—
信 用	539	477
合 計	630	538

貸出金使途別残高(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	51,667	54.35%	51,283	54.84%
運転資金	43,396	45.65%	42,233	45.16%
合 計	95,063	100.00%	93,516	100.00%

預貸率(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度	
貸 出 金 残 高 (A)	95,063	93,516	
預 金 残 高 (B)	242,189	242,955	
貸 出 金 平 均 残 高 (C)	95,397	93,871	
預 金 平 均 残 高 (D)	254,993	254,057	
預 貸 率	残 高 (A) / (B)	39.25%	38.49%
	期 中 平 残 (C) / (D)	37.41%	36.94%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金業種別内訳(単位：先・百万円)

業種区分	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	144	5,728	6.0%	129	4,443	4.7%
農 業、林 業	71	377	0.3%	60	343	0.3%
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	393	0.4%	3	153	0.1%
建 設 業	310	6,886	7.2%	307	6,861	7.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	20	1,273	1.3%	22	1,327	1.4%
情 報 通 信 業	4	1,305	1.3%	3	1,280	1.3%
運 輸 業、郵 便 業	55	3,118	3.2%	54	2,976	3.1%
卸 売 業、小 売 業	282	8,083	8.5%	266	8,006	8.5%
金 融 業、保 険 業	10	6,118	6.4%	12	7,169	7.6%
不 動 産 業	205	13,542	14.2%	192	13,180	14.0%
物 品 貸 貸 業	6	63	0.0%	5	66	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	25	271	0.2%	24	253	0.2%
宿 泊 業	15	706	0.7%	15	691	0.7%
飲 食 業	135	1,096	1.1%	125	1,001	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	136	1,816	1.9%	134	1,733	1.8%
教 育、学 習 支 援 業	7	208	0.2%	7	204	0.2%
医 療、福 祉	80	6,130	6.4%	81	5,698	6.0%
そ の 他 の サ ー ビ ス	105	1,264	1.3%	97	1,085	1.1%
小 計	1,613	58,386	61.4%	1,536	56,478	60.3%
地 方 公 共 団 体	6	15,337	16.1%	7	16,045	17.1%
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,571	21,339	22.4%	6,310	20,993	22.4%
合 計	8,190	95,063	100.0%	7,853	93,516	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高(単位：百万円)

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均残高(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	残高合計	平均残高
国債	2022年度	—	5	—	—	—	863	—	868	2,294
	2023年度	—	5	—	—	—	813	—	818	891
地方債	2022年度	386	797	840	840	4,347	4,894	—	12,107	13,404
	2023年度	381	803	1,016	817	2,188	4,312	—	9,520	11,207
短期社債	2022年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2022年度	2,241	6,033	10,217	6,773	10,737	21,576	—	57,580	59,359
	2023年度	2,261	5,984	15,871	6,296	7,741	19,805	—	57,962	59,094
株式	2022年度	—	—	—	—	—	—	34	34	30
	2023年度	—	—	—	—	—	—	35	35	30
外国証券	2022年度	2,599	2,002	2,396	782	5,040	3,248	—	16,068	16,704
	2023年度	99	1,802	4,684	1,292	3,881	3,211	—	14,972	16,242
その他の証券	2022年度	—	—	—	—	—	—	43	43	29
	2023年度	—	—	—	—	—	—	42	42	29
合計	2022年度	5,227	8,839	13,454	8,395	20,125	30,582	78	86,704	91,823
	2023年度	2,743	8,595	21,572	8,406	13,811	28,143	78	83,351	87,496

預証率(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
有価証券残高 (A)	86,704	83,351
預金残高 (B)	242,189	242,955
有価証券平均残高 (C)	91,823	87,496
預金平均残高 (D)	254,993	254,057
預証率		
残高 (A) / (B) (%)	35.80%	34.30%
期中平残 (C) / (D) (%)	36.00%	34.43%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)		貸倒引当金(d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等による 回収見込額(c)				
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	433	433	306	127	100.0	100.0
	2023年度	751	751	440	311	100.0	100.0
危険債権	2022年度	1,522	1,511	948	562	99.2	97.9
	2023年度	1,429	1,417	849	567	99.1	97.9
要管理債権	2022年度	82	74	62	12	90.5	61.2
	2023年度	71	63	53	10	88.0	53.8
三月以上延滞債権	2022年度	11	12	11	1	115.8	※
	2023年度	6	7	6	0	114.3	※
貸出条件緩和債権	2022年度	71	61	51	10	86.5	52.8
	2023年度	65	56	46	9	85.5	49.0
小計 (A)	2022年度	2,038	2,019	1,317	701	99.0	97.2
	2023年度	2,253	2,232	1,343	889	99.0	97.7
正常債権 (B)	2022年度	93,872					
	2023年度	92,048					
総与信残高(A) + (B)	2022年度	95,911					
	2023年度	94,302					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
 ※2022年度・2023年度の「三月以上延滞債権」は、開示残高の全額を担保・保証等により保全を図った上、貸倒引当金を計上しております。

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

有価証券(単位：百万円)

① 売買目的有価証券

該当ございません。

② 満期保有目的の債券

該当ございません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

④ その他有価証券

種 類	2022年度			2023年度		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	22	18	4	24	18	6
債 券	13,622	13,224	398	9,119	8,990	129
国 債	—	—	—	—	—	—
地 方 債	4,444	4,149	294	1,090	1,025	65
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	9,178	9,074	103	8,029	7,965	64
そ の 他	3,256	3,229	26	2,553	2,529	23
小 計	16,901	16,471	429	11,697	11,538	159
株 式	1	1	△0	—	—	—
債 券	56,934	58,761	△1,826	59,181	61,250	△2,068
国 債	868	891	△22	818	892	△74
地 方 債	7,663	7,939	△276	8,430	8,968	△538
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	48,402	49,929	△1,527	49,933	51,388	△1,455
そ の 他	12,856	13,700	△843	12,461	13,200	△738
小 計	69,792	72,462	△2,670	71,643	74,450	△2,806
合 計	86,693	88,934	△2,241	83,341	85,988	△2,647

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤ 市場価格のない株式等及び組合出資金

	2022年度	2023年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	10	10
合 計	10	10

金銭の信託(単位：百万円)

① 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

③ その他の金銭の信託

該当ございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単位：百万円)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】 上場株式、上場優先出資証券、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】 地方債、社債(上場企業等)、外国証券、預け金、預金積金、借入金等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】 貸出金等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品进行分类しております。なお、貸出金については、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)* ¹	885	82,455	—	83,341
うち株式	24	—	—	24
国債	818	—	—	818
地方債	—	9,520	—	9,520
社債	—	57,962	—	57,962
その他の証券	42	14,972	—	15,015
金融資産計	885	82,455	—	83,341

*1. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、含めておりません。
 *2. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

総資産の1%以内の重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
預け金	—	70,217	—	70,217
貸出金*	—	—	93,568	93,568
金融資産計	—	70,217	93,568	163,786
預金積金	—	242,972	—	242,972
金融負債計	—	242,972	—	242,972

* 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。
 本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2022年度	177	182	—	※ 177	182	※洗替えによる取崩額
	2023年度	182	214	—	※ 182	214	※洗替えによる取崩額
個別貸倒引当金	2022年度	394	689	0	※ 393	689	※洗替えによる取崩額
	2023年度	689	879	—	※ 689	879	※洗替えによる取崩額
合 計	2022年度	572	871	0	571	871	
	2023年度	871	1,093	—	871	1,093	

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却の額

貸出金償却(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
貸出金償却額	—	—

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項(単体)(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,479	12,405
うち、出資金及び資本剰余金の額	749	741
うち、利益剰余金の額	11,745	11,678
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	204	234
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	204	234
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	12,683	12,640
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	31	35
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	31	35
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	339	414
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	370	450
自己資本		
自己資本の額(イ) - (ロ) (ハ)	12,312	12,189
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	103,235	100,025
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,633	4,599
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	107,868	104,625
自己資本比率		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	11.41%	11.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項(単体)(単位：百万円)

項 目	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	103,235	4,129	100,025	4,001
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	104,642	4,185	100,009	4,000
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,277	51	1,181	47
地方三公社向け	82	3	78	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,255	410	12,401	496
法人等向け	46,914	1,876	45,865	1,834
中小企業等向け及び個人向け	10,298	411	9,786	391
抵当権付住宅ローン	1,145	45	1,151	46
不動産取得等事業向け	669	26	551	22
三月以上延滞等	76	3	42	1
取立未済手形	9	0	9	0
信用保証協会等による保証付	877	35	936	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	38	1	37	1
出資等のエクスポージャー	38	1	37	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	32,996	1,319	27,967	1,118
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	24,181	967	18,797	751
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	939	37	1,396	55
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	167	6	251	10
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,707	308	7,522	300
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	17	0	16	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,633	186	4,599	184
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	107,868	4,315	104,625	4,186

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等によることとする。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこととする。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
6. オフ・バランスを含む。

バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、お客様からお預かりする出資金により調達しております。当金庫の自己資本は、出資金、特別積立金(内部留保額)、利益準備金(法定準備金)等から構成されており下記のとおりです。その他、資本調達手段の多様化に伴い、普通出資を補完するものとして優先出資が発行できるように定款変更を行い、平成21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行うこととなっております。

発行主体	一関信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	741百万円

信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

リスク資産に対する自己資本比率は11.65%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性と安全性を十分維持しております。さらに、潜在的な金利上昇リスク、信用リスクに対しても十分カバーできる資本力を有しております。

将来の自己資本の充実を図るため、収益性を高め、出資配当金以外の収益は内部留保にまわす方針を継続しており、リスク・バッファ(余裕資本)としての自己資本額を増強しております。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「信用リスク管理要領」のなかで与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、自己査定による引当と潜在的信用リスクを過去の実績率(5年分のデータ)を元に算出した信用リスクを計量化して管理しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額から、合理的に見積もられたキャッシュフローにより、回収可能な部分を除いた残額を引当金としております。実質破綻先、破綻先については優良担保を除いた未保全額全額を引当金としております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。また、理事会、常勤理事会において、経営陣に報告する態勢を整備しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、適格格付機関の格付け(信用評価)区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用し、以下の4つの適格格付機関を採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク
- ・S & Pグローバル・レーティング
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスク(取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失)を軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約頂くなど、適切な取扱いに努めております。

なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。その際信用リスク削減手法の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として、自金庫預金積金、保証として「住宅融資保険」、「一般社団法人しんきん保証基金」、「全国保証株式会社」が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、「一般社団法人しんきん保証基金保証」、「全国保証株式会社」は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包している取引です。

当金庫では、有価証券関連取引についても、派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ありません。

なお、当金庫ではデリバティブ取引(金融派生商品取引)やオルタナティブ取引(代替的取引)を行う場合、内包するリスクを把握し投資の是非を判断しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

現在、当金庫では証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。)は保有しておりません。保有する場合には、以下のリスク管理方針等で保有することとしております。

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。)については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、余資運用有価証券等取得制限枠で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを余資運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、理事長の決済により最終決定することとしております。

また、余資運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

●証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

●信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引(信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)による評価を実施しております。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク ・ S & P グローバル・レーティング ・ 株式会社格付投資情報センター
・ 株式会社日本格付研究所

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務、システム、法務、人的、有形資産、風評、その他のリスクとし、発生することにより当金庫に生じる損失にかかるリスクと定義しております。それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づき理事会及び常勤理事会で未然防止対策、発生時の対応方針を協議し、指示を行い態勢整備を図っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク計測には、基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに当たるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券への出資が該当します。そのうち上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(V a R)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて A L M 委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様に、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

一方、非上場株式、政策投資株式等への投資については、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っています。また、リスク管理の状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク(価格変動リスク)との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVEを算出しており、リスク統括部である総合企画部がALM委員会に報告しております。 Δ EVEについては、自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて管理しています。

・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として、月次でIRRBBを計測しています。

・ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

Δ EVEが自己資本の一定割合を超過した場合は、ALM委員会にて協議のうえ、有価証券の売却等により金利リスクを削減する方針としております。

● 金利リスクの算定手法の概要

- ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示する金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなして、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2024年3月末の Δ EVEは5,937百万円(前期末比 Δ 331百万円)、 Δ NIIは103百万円(前期末比+99百万円)となり、大きな変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の Δ EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

- ・ 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示事項に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統一的リスク管理において、金利リスクを市場リスクに内包するリスクとしてVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて算定し、リスク資本配賦額との対比により管理しております。

VaRの算出にあたっては、有価証券は保有期間3ヶ月、預け金、貸出金及び預金積金等は保有期間6ヶ月とし、観測期間1年、信頼水準99.0%により計測しております。

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体)(単位：百万円)

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエク スポージャー 期末残高				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				三月以上延滞エク スポージャー	
		債 券		現金・預け金他		債 券		現金・預け金他		三月以上延滞エク スポージャー	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国	内	240,444	243,381	96,823	95,660	73,239	71,799	70,381	75,921	149	113
国	外	16,962	15,762	-	-	16,962	15,762	-	-	-	-
地 域 別 合 計		257,406	259,143	96,823	95,660	90,201	87,562	70,381	75,921	149	113
製 造 業		15,681	14,550	6,952	5,620	8,729	8,930	-	-	0	0
農 業、林 業		491	430	491	430	-	-	-	-	2	-
漁 業		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		393	153	393	153	-	-	-	-	-	-
建 設 業		7,477	7,551	7,277	7,221	200	330	-	-	37	36
電気・ガス・熱供給・水道業		12,420	10,970	1,289	1,341	11,131	9,629	-	-	-	-
情 報 通 信 業		4,211	4,372	1,305	1,284	2,906	3,087	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		9,876	9,724	3,218	3,067	6,657	6,656	-	-	6	5
卸 売 業、小 売 業		11,316	12,086	8,416	8,384	2,899	3,701	-	-	14	10
金 融 業、保 険 業		109,024	114,585	6,246	7,792	37,647	36,333	65,130	70,459	-	-
不 動 産 業		17,538	17,281	14,019	13,682	3,518	3,598	-	-	-	8
物 品 賃 貸 業		3,167	4,171	63	66	3,103	4,105	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		353	528	323	298	30	230	-	-	-	-
宿 泊 業		707	693	707	693	-	-	-	-	14	4
飲 食 業		1,251	1,170	1,251	1,170	-	-	-	-	9	11
生活関連サービス業、娯楽業		2,035	1,947	2,035	1,947	-	0	-	-	5	4
教 育、学 習 支 援 業		216	210	216	210	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉		6,457	6,000	6,457	6,000	-	-	-	-	7	-
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,843	1,335	1,521	1,327	313	-	8	8	-	-
国・地方公共団体等		28,437	27,025	15,375	16,065	13,062	10,958	-	1	-	-
個 人		19,259	18,899	19,259	18,899	-	-	-	-	51	31
そ の 他		5,242	5,451	-	-	-	-	5,242	5,451	-	-
業 種 別 合 計		257,406	259,143	96,823	95,660	90,201	87,562	70,381	75,921	149	113
1 年 以 下		27,019	13,589	10,978	9,715	3,980	1,772	12,059	2,101	-	-
1 年 超 3 年 以 下		34,132	41,291	6,446	7,692	6,685	6,599	21,000	27,000	-	-
3 年 超 5 年 以 下		19,923	32,881	8,403	13,046	11,519	19,835	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		20,965	18,853	14,506	12,191	6,459	6,661	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		38,052	35,900	18,202	15,099	17,850	11,801	2,000	9,000	-	-
1 0 年 超		80,628	82,623	37,888	37,048	42,736	39,573	2	6,002	-	-
期間の定めのないもの		36,685	34,002	396	865	970	1,318	35,318	31,817	-	-
残 存 期 間 別 合 計		257,406	259,143	96,823	95,660	90,201	87,562	70,381	75,921	149	113

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には「現金」「固定資産」等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

13ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期中の増減額		期末残高		2022年度	2023年度
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度		
製造業	△1	△1	33	32	—	—
農 業、林 業	△0	—	3	3	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2	10	32	43	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	0	4	92	97	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	1	△6	52	46	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	10	△6	117	110	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	△0	△0	1	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	285	174	341	515	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	△1	14	14	29	—	—
合 計	295	189	689	879	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	60,418	—	56,054
10%	—	13,276	—	12,251
20%	14,127	51,735	17,209	62,446
35%	—	3,900	—	3,953
50%	37,855	76	36,773	75
75%	—	10,341	—	8,640
100%	4,912	37,364	4,111	35,704
150%	—	33	—	9
250%	—	8,789	—	7,690
1,250%	—	—	—	—
小 計	56,894	185,936	58,094	186,825
その他	—	—	—	—
合 計	56,894	185,936	58,094	186,825

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項(単体)(単位：百万円)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,690	2,412	11,467	11,469	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体)

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項(単体)

該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項(単体)(単位：百万円)

①貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	67	67	67	67
非上場株式等	929	—	1,279	—
合 計	996	67	1,346	67

(注) その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資金は、非上場株式等を含めております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2022年度	2023年度
売却益	0	9
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2022年度	2023年度
評価損益	18	19

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体)(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

バーゼルⅢ ー第2の柱ー

当金庫では、バーゼルⅢの第2の柱である「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」を補足するにあたり、バーゼルⅢの指針に基づくストレステストを実施し、算出されたリスク量について厳格な管理を行っております。

各リスクにおけるストレステストは次のとおりです。

銀行勘定の金利リスク

●2024年3月期

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,937	6,268	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	103	3
3	スティープ化	4,260	4,891		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,937	6,268	103	3
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,189		12,312	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用集中リスク

バーゼルⅢの第2の柱で定義されている信用集中リスクは、大口与信先のうち、要管理先以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となった場合に現状の自己資本比率に与える影響を計ることが求められています。

当金庫では大口与信先の上位20先のうち要管理先以下に占める非保全額(表債から確実な担保保証、個別貸倒引当金を除いた額)を自己資本の額と対比し、リスクの度合いを測定しております。

この結果、該当する非保全額はございませんので、信用集中リスクが顕在化した場合においても2024年3月期の自己資本比率は変わらず11.65%であり、経営の継続に与える影響はありません。

業種集中リスク

当該リスクにつきましては、地域産業の均衡ある発展を念頭に特定業種に与信額が偏ることのないよう、総与信額に占める個々の業種別貸出残高の割合を管理しております。

用語解説集

自己資本関係

用 語	解 説
1 ポートフォリオ	金融資産の総称を指します。
2 エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3 ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリンといいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされているもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
4 抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいて、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
5 不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。
6 ルック・スルー方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、一定の要件を満たす場合に、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式です。
7 オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
8 基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。 リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%として算出されます。
9 リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額を指します。
10 所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
11 総所要自己資本額	リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
12 単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)として算出されます。
13 繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる[一時差異等]を税効果会計によって調整することで生じます。

信用リスク関係

14 クレジットポリシー	与信業務の基本的な基本理念や手続き等を明示したものを指します。
15 信用リスク	取引先の財務状況の悪化や倒産等から金融機関の資産価値が消滅し、金融機関が損失を被るリスク及び保有有価証券等の資産価値が減少若しくは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
16 信用集中リスク	当金庫における信用集中リスクとは、与信額上位20先の大口先(要管理先以下)において、担保・確実な保証、個別貸倒引当金を差引いた残額が損失となった場合のリスク量を指します。
17 リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
18 A L M	Asset Liability Management 資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理手法を指します。
19 適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
20 信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(預金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
21 モンテカルロシミュレーション法	乱数を用いてシミュレート計算し、リスクファクターの変動が実現したと仮定した場合に、保有資産等から発生する損益を把握した上でVaRを計算する方法です。

市場リスク関係

22 市場リスク	金利、為替、株式などの相場が変動することにより金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
23 価格変動リスク	市場価格の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。当金庫では、A L M委員会を設置し、経済情勢、金利動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、価格変動リスクの管理を行っています。
24 派生商品取引	デリバティブ取引ともいいます。有価証券、通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
25 長期決済期間取引	長期決済期間取引とは、有価証券等の特定日から受渡し又は決済の期日までの期間が一定の期間を越える取引をいいます。
26 証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権、企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産を指します。
27 オリジネーター	原資産の保有者を指します。
28 VaR	Value at Risk(バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。

金利リスク関係

29	コア預金	明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を指します。
30	金利ショック	金利変化(衝撃)のことで、上下100ベース・ポイント(1.0%)の平行移動などの算出方法があります。
31	△ EVE	金利ショックに対する経済的価値(EVE:Economic Value of Equity)の減少額を指します。
32	△ NII	金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益(NII:Net Interest Income)の減少額を指します。
33	IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうちトレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。
34	ストレステスト	例外的だが、蓋然性のある事象が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

オペレーショナル・リスク関係

35	事務リスク	役職員が事務作業を行うに際して、正確性を欠く又は作業を怠ったり失念したりすること若しくは不正な行動をすることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務取扱いであるとの認識に立ち、規程や事務取扱要領を整備しております。また、監査部による臨店監査を通じた内部監査強化により相互牽制体制を構築して事故の未然防止について万全の体制をとっております。 さらに事務部による臨店指導、内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。
36	システムリスク	コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等システムの不備により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ、口座元帳ファイル、通信回線などの二重化及びバックアップセンターの設置等、災害発生時等に対するオンラインシステム確保にも万全を期しております。 また、当金庫内、パソコンネットワークについては、「セキュリティポリシー」の作成等、顧客データについて厳正な情報管理を行うなど、システムリスクに対する十分な管理態勢を確保しています。
37	風評リスク	悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫では、「風評リスク等緊急時対応マニュアル」を作成して全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情・インターネット上の風評関連情報をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しています。
38	法務リスク	金庫経営、金庫取引等に関わる法令及び金庫内規程等に違反する行為等(法令遵守違反行為等)により金庫の信用低下や損失を被るリスクをいいます。
39	有形固定資産リスク	災害その他の事象により生じる有形固定資産の毀損・損害リスクをいいます。
40	人的リスク	人事運用上の不公平・不公正や威圧的行為(パワーハラスメント等)及び差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害をいいます。
41	その他のリスク	上記のどのカテゴリーにも属さない不測のリスクをいいます。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

	企業編	資料編		企業編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項			4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) 事業の組織	17		(1) リスク管理の体制	23	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	17		(2) 法令遵守の体制	21	
(3) 事務所の名称及び所在地	17		(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9-10	
2. 金庫の主要な事業の内容		2	(4) 金融ADR制度への対応	22	
3. 金庫の主要な事業に関する事項			5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3-4		(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	3-6	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	4		(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	10	
① 経常収益			① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
② 経常利益			② 危険債権		
③ 当期純利益			③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)		
④ 出資総額及び出資総口数			④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)		
⑤ 純資産額			⑤ 正常債権		
⑥ 総資産額			(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	14-22	
⑦ 預金積金残高			(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
⑧ 貸出金残高			① 有価証券	11	
⑨ 有価証券残高			② 金銭の信託	11	
⑩ 単体自己資本比率			③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	11	
⑪ 出資に対する配当金			④ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	12	
⑫ 職員数			(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	13	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標			(6) 貸出金償却の額	13	
① 主要な業務の状況を示す指標			(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	6	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	8		6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	7	
イ. 業務純益	8				
ウ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	8				
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	8				
オ. 受取利息及び支払利息の増減	8				
カ. 総資産経常利益率	8				
キ. 総資産当期純利益率	8				
② 預金に関する指標	8				
③ 貸出金等に関する指標	9				
④ 有価証券に関する指標	10				

金融再生法第7条に基づく開示項目

	資料編
資産査定公表(金融再生法に基づく開示債権)	10

金融庁告示で定める開示項目一覧

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項(告示)

	資料編		資料編
自己資本の構成に関する開示事項:単体(第2条第2項)	14	9. 金利リスクに関する事項	18
定性的開示事項:単体(第2条第3項)		定量的開示事項:単体(第2条第4項)	
1. 自己資本調達手段の概要	16	1. 自己資本の充実度に関する事項	15
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16	2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	19
3. 信用リスクに関する事項	16	3. 信用リスク削減手法に関する事項	21
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	16	4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	21
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	16	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	21
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	17	6. 出資等エクスポージャーに関する事項	21
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	17	7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	21
8. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	17	8. 金利リスクに関する事項	22



あなたとまちとフェイスtoフェイス
😊 Face to Face

当金庫では、企業情報やお客様へのご案内を主に掲載している「企業編」と諸計数を開示している「資料編」に分けてディスクロージャー誌を発行しております。当金庫のディスクロージャー誌を通してご覧になるには、右記にアクセスしてください。



印刷

〒021-8687 岩手県一関市東台14番地37 ☎0191-26-5111（代表）株式会社 岩手日日新聞社

企画・編集

〒021-0024 岩手県一関市幸町5番5号 ☎0191-23-6111（代表）一関信用金庫<総合企画部>
ウェブサイト<http://ichinoseki-shinkin.jp>

